

在宅介護サービスの提供体制の確保

政策提言先 厚生労働省

政策提言の要旨

中山間地域では、在宅介護サービスを支える訪問介護員や介護支援専門員の不足が深刻化しています。また、人手不足に加え、物価高騰や令和6年度報酬改定における訪問介護の報酬の引き下げなどによる訪問介護事業所の廃止が危惧され、独居高齢者や認知症高齢者などの支援を要する高齢者の増加が見込まれるなか、地域で必要なサービスの確保が困難になる懸念が生じています。

このため、中山間地域の訪問介護の実情を踏まえた適切な介護報酬の設定、介護支援専門員の手取り収入増加及びやむを得ず法定外業務を実施した場合に報酬の対象とするなど介護支援専門員の収入が増加する仕組みづくりを提言します。

【政策提言の具体的内容】

- 1 令和6年度報酬改定の訪問介護における報酬引き下げ等の影響に関する適切な検証と中山間地域において、次期報酬改定で移動時間等に応じた加算措置の拡充（実態として担い手不足などにより遠方地域からサービスを提供している事例への適用を含む。）
- 2 ケアプラン作成等の単価の引き上げや処遇改善加算の創設等による介護支援専門員の手取り収入増加と通院の付き添いなどやむを得ず法定外業務を実施した場合には報酬の対象とするなど介護支援専門員の収入が増加する仕組みづくりの検討

【政策提言の理由】

- 小規模な訪問介護事業所は収支差率がかなり低いにも関わらず、令和6年度報酬改定で報酬が引き下げられ、物価やエネルギー価格が高騰する中で、非常に厳しい状況となっています。こうした小規模な事業所が訪問介護事業所の約6割を占める本県において、移動に時間を要しサービスの提供が非効率で採算が取れない中山間地域等の在宅介護を支える小規模な訪問介護事業所の運営が立ち行かなくなれば、地域で必要とされるサービスの確保が困難となり、在宅で生活し続けることを希望しても、かなわないといった状況を招く恐れがあります。
- このため、今回の報酬のマイナス改定（訪問介護）について、中山間地域等の小規模事業所の影響等に関する適切な検証を行い、次期改定では、中山間地域などの実情を踏まえた、持続可能性を高める適切な報酬等の設定が必要と考えます。
- 令和6年度に本県で実施した介護支援専門員へのアンケート調査結果では、精神的にきつい職場なのに賃金が低いとの意見が多く、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の安定的な運営のためには、介護支援専門員の確保は必要不可欠であり、これを可能とするための処遇改善が必要です。
- また、やむを得ず担っている法定外業務の業務量が介護支援専門員にとって大きな負担となっており、国の「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」の中間報告では、市町村主体で地域課題として協議することとなっていますが、介護サービスの資源が乏しい中山間地域で通院の付き添いなどやむを得ず法定外業務を実施した場合には報酬の対象とするなど収入が増加する仕組みが必要と考えます。

【高知県担当課】 子ども・福祉政策部 長寿社会課